



商標出願後に早く権利化できる方法として早期審査という制度があると聞きましたが、どのようなものですか？ また、早期審査以外にも早く権利化できる方法はありますか？

(福岡県 K. M)



1. はじめに

特許庁から商標出願案件に対する審査着手までの目安期間が約9カ月(平成31年1月時点)と公表されていることから分かるように、数年前と比較しても審査期間が伸びている状況です。そこで、早期権利化を目指す方には、ご質問にもある早期審査制度が今まで以上に注目されています。同制度はどのようなものか以下に説明します。

2. 早期審査について

早期審査制度は、出願人の申請により、一定の要件の下、審査を通常より早く実施する制度です。早期審査を申請した場合、最初の審査結果通知(FA)までの期間は、申請から平均1.8カ月であり(平成29年実績)、通常の出願より大幅に短縮されています。

早期審査が認められる具体的要件は以下のとおりです。

(1) 出願人もしくはライセンシー(以下、出願人等)が出願商標を指定商品・指定役務に使用しているまたは使用の準備を相当程度進めていて、かつ、権利化について緊急性を要する出願

※権利化につき緊急性を要する場合

(a) 出願商標について、第三者が無断で使用している(使用の準備を相当程度進めている)場合

(b) 出願商標の使用について、第三者から警告を受けている場合

(c) 出願商標について、第三者から使用許諾を求められている場合

(d) 出願商標について、出願人が日本特許庁以外の特許庁または政府間機関へも出願中である場合

(e) 出願商標について、出願人がマドリッド協定議定書に基づく国際登録出願の基礎出願とする場合

(2) 出願人等が、出願商標を既に使用している商品・役務または使用の準備を相当程度進めている商品・役務のみを指定している出願

(3) 出願人等が、出願商標を指定商品・指定役務に既に使用しているまたは使用の準備を相当程度進めていて、かつ、「類似商品・役務審査基準」「商標法施行規則」「商品・サービス国際分類表(ニース分類)」に掲載されている商品・役務のみを指定している出願

上記の下線部分<(1)(e)および(3)>は本制度の利用拡大を図るために平成29年2月より追加された要件です。

(1)(e)は、従来の国際出願済みの

基礎出願だけでなく国際出願予定の基礎出願をも対象としたものであり、(3)は「類似商品・役務審査基準」等に掲載の商品・役務のみを指定することだけで、従来必要であった(1)、(2)の要件を満たしていなくても、早期審査の対象と認められたものです。

これらの要件の追加により、早期審査のハードルが下がり、より利用しやすくなったといえます。

3. その他の制度(ファストトラック)

早期審査以外にも平成30年10月1日以降の出願案件を対象として、「①出願時に『類似商品・役務審査基準』等に掲載の商品等のみを指定」かつ「②審査着手時までに指定商品等の補正を行っていない」という要件を満たす出願案件に対して、申請なしで通常より2カ月程度早くFAを行う「ファストトラック審査」が試行的に運用されています。

4. まとめ

早期審査およびファストトラック審査は、いち早く権利化を望む方にとっては大変有用なものですので、ぜひ本制度を有効利用してください。